

大磯町監査公表第4号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成29年6月27日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

磯 監 第20号  
平成29年6月23日

請求人

オンブズマン大磯  
代表幹事 添田正直 様

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 27 日付けで提出されました大磯町職員措置請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

## 第 1 請求人

（略）

## 第 2 請求の内容

請求人から平成 29 年 4 月 27 日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに平成 29 年 5 月 16 日に提出された事実を証する書面（以下「監査請求書等」という。）の内容を以下にまとめる。

### 1 請求の要旨

然したる理由もなく、固定資産税の減免を措置し、いったん成立した課税債権の一部を放棄し消滅させる財産の処分をした行為。

#### （1）理由

固定資産税の減免は、地方税法第 367 条で、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認めるもの、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情があるものに限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」とし、大磯町町税条例も 22 条第 1 項で同様趣旨を定めている。

減免に関する国の考え方は、平成 22 年 4 月 1 日付、平成 24 年 4 月 1 日付、平成 25 年 4 月 1 日付、平成 26 年 4 月 1 日付の総務省通知（都道府県知事あて総務大臣通知）「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について」においても、地方税の減免措置に関して、「各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること」と、再度示されている。

これらの総務省通知が「適正かつ公平な運用」や「公益性の有無等の厳正な判断」を強調するのは、市町村の基幹税である固定資産税の減免は、対象納税者以外の市民にとっての負担であることから、当然のことである。

なお、これらの事実は情報公開条例に基づく大磯町行政情報公開審査会の平成 29 年 2 月 28 日付諮問（答申）（書証 1）による、平成 29 年 4 月 25 日の採決によって開示、明らかにされた。

#### （2）対象物件と具体的理由

- ア 所在地 国府新宿 152-13  
納税者 大磯こゆるぎハイツ住宅管理組合

- 対象物件 家屋（集会所）  
 対象期間 平成 24 年度～平成 28 年度  
 書 証 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、10-1、10-2、11-1、11-2  
 理 由 朝鮮総連の会館が特定の会員だけでの使用であって公益はなく固定資産税の減免は違法とした最高裁判例がある。  
 こゆるぎハイツは4階建てマンション数棟の約300戸の団地である。集会所はマンション関係者の集会所であって、一般の人が自由に使ったことを示す減免申請書に添付すべき証拠資料もなく、当該減免措置は違法である。
- イ 所在地 高麗 1150-329-1  
 納税者 大磯高麗ハイツ住宅管理組合  
 対象物件 家屋（集会所）  
 対象期間 平成 24 年度～平成 28 年度  
 書 証 4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、12-1、12-2、13-1、13-2  
 理 由 ア と同様
- ウ 所在地 国府本郷 30-1  
 納税者 不明  
 対象物件 土地、家屋  
 対象期間 平成 24 年度～平成 28 年度  
 書 証 6-1-1、2、6-2-1、2、6-3-1、2、7-1-1、2、7-2-1、2、7-3-1、2、  
 14-1-1、2、14-2-1、2、15-1-1、2、15-2-1、2  
 理 由 当該土地、建物に対する減免はボーイスカウト活動に貸しているとするが、それが公益に適うのか、特別な理由を示す証拠書類は添付されておらず、立証されていないので違法である。
- エ 所在地 石神台 1 丁目 948 番 2  
 納税者 神奈川中央交通株式会社  
 対象物件 土地  
 対象期間 平成 24 年度～平成 28 年度  
 書 証 8-1、8-2、8-3、9-1、9-2、9-3、16-1、16-2、17-1、17-2  
 理 由 石神台団地の団地開設当時から存在する約 11,000 m<sup>2</sup>の土地は、遊水池として他の目的に使用できないからとの理由で減免する行為は、特定の住民に対する利益供与であって公益はなく、減免は違法である。

なお、地方自治法 242 条 2 項は、住民監査請求は 1 年を過ぎたときはこれを行うことができないとしているが「正当な理由がある時は、この限りでない。」

としている。当該行為は隠蔽されていて、当方は相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的に見て、住民監査請求をするに足りる程度の当該行為の存在又は内容を知ることができなかつたので、このただし書きの正当な理由に相当する。

## 2 請求する措置

平成 24 年度及び平成 25 年度の担当課長岩崎俊一、平成 26 年度及び平成 27 年度の担当課長甲木なな子、平成 28 年度の担当課長吉川淳一及び平成 24 年度から平成 28 年度の町長中崎久雄は、当該減免措置の減免額を大磯町に損害賠償せよ。なお、金額は情報公開制度で開示するも黒塗りで不明であり、監査委員が調査し金額を確定されたい。

## 3 事実を証する書面

書証 1 大磯町情報公開条例第 12 条第 1 項の規定に基づく諮問について(答申)

書証 2-1 町税減免申請書 (平成 26 年度)

書証 2-2 町税減免申請書 (平成 27 年度)

書証 2-3 町税減免申請書 (平成 28 年度)

書証 3-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 26 年度分)

書証 3-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 27 年度分)

書証 3-3 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 28 年度分)

書証 4-1 町税減免申請書 (平成 26 年度)

書証 4-2 町税減免申請書 (平成 27 年度)

書証 4-3 町税減免申請書 (平成 28 年度)

書証 5-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 26 年度)

書証 5-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 27 年度)

書証 5-3 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 28 年度)

書証 6-1-1 町税減免申請書 (平成 26 年度)

書証 6-1-2 町税減免申請書 (平成 26 年度)

書証 6-2-1 町税減免申請書 (平成 27 年度)

書証 6-2-2 町税減免申請書 (平成 27 年度)

書証 6-3-1 町税減免申請書 (平成 28 年度)

書証 6-3-2 町税減免申請書 (平成 28 年度)

書証 7-1-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 26 年度)

書証 7-1-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 26 年度)

書証 7-2-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 27 年度)

書証 7-2-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 27 年度)

書証 7-3-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 28 年度)

書証 7-3-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 28 年度)

- 書証 8-1 町税減免申請書（平成 26 年度）
- 書証 8-2 町税減免申請書（平成 27 年度）
- 書証 8-3 町税減免申請書（平成 28 年度）
- 書証 9-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 26 年度）
- 書証 9-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 27 年度）
- 書証 9-3 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 28 年度）
- 書証 10-1 町税減免申請書（平成 24 年度）
- 書証 10-2 町税減免申請書（平成 25 年度）
- 書証 11-1 平成 24 年度固定資産税の税額変更通知書
- 書証 11-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 25 年度）
- 書証 12-1 町税減免申請書（平成 24 年度）
- 書証 12-2 町税減免申請書（平成 25 年度）
- 書証 13-1 平成 24 年度固定資産税の税額変更通知書
- 書証 13-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 25 年度）
- 書証 14-1-1 町税減免申請書（平成 24 年度）
- 書証 14-1-2 町税減免申請書（平成 25 年度）
- 書証 14-2-1 町税減免申請書（平成 24 年度）
- 書証 14-2-2 町税減免申請書（平成 25 年度）
- 書証 15-1-1 平成 24 年度固定資産税の税額変更通知書
- 書証 15-1-2 平成 24 年度固定資産税の税額変更通知書
- 書証 15-2-1 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 25 年度）
- 書証 15-2-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 25 年度）
- 書証 16-1 町税減免申請書（平成 24 年度）
- 書証 16-2 町税減免申請書（平成 25 年度）
- 書証 17-1 平成 24 年度固定資産税の税額変更通知書
- 書証 17-2 固定資産税の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 25 年度）

### 第 3 請求の受理

平成 29 年 4 月 27 日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

### 第 4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固定資産税の減免が適用された 4 件の減免措置について、地方税法（昭和 25 年法律第 226

号)及び大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号。)、同施行規則(昭和50年大磯町規則第6号。)、大磯町町税減免取扱規程(昭和43年大磯町規程第5号。以下「減免取扱規程」という。)並びに総務省通知に基づいて、適正かつ公平な運用がなされているか、また、公益性を理由に減免するものについて厳正に判断がされているかについて監査対象事項とした。

なお、平成24年度から平成27年度までの減免措置については、請求人が主張する法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に当たらないものと解し、監査対象から除外した。

## 2 監査対象部署

政策総務部税務課

## 3 監査の期間

平成29年4月28日から平成29年6月23日まで

## 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に規定する請求人からの新たな証拠の提出については、平成29年5月16日に提出された。なお、請求人の陳述については、請求人が希望しなかったため実施していない。

## 5 関係職員の調査

### (1) 関係職員の陳述

監査対象部署に關係書類の提出を求め、平成29年5月24日に政策総務部税務課長及び資産税係長から事情聴取を行った。

### (2) 陳述の要旨

本件監査対象に係る固定資産税の減免手続きについては、以下のとおりである。

#### ア 国府新宿152-13の家屋について

国府新宿152-13の家屋(集会所)については、大磯こゆるぎハイツ住宅管理組合理事長から提出された町税減免申請書及び集会所記録ノートなどの添付書類を確認し、また現地調査を実施し、減免取扱規程第3条第3号に該当する不特定多数人の用に供する町内会館等に該当するものとして、当該申請に係る固定資産税の減免を決定した。

#### イ 高麗1150-329-1の家屋について

高麗1150-329-1家屋(集会所)については、大磯高麗ハイツ住宅管理組合理事長から提出された町税減免申請書及び集会所利用報告書などの添付書類を確認し、また現地調査を実施し、減免取扱規程第3条第3号に該当する不特定多数人の用に供する町内会館等に該当するものとして、当該申請に係る固定資産税の減免を決定した。

#### ウ 国府本郷30-1の土地及び家屋について

国府本郷 30-1 の土地及び家屋については、当該土地又は家屋の所有者から提出された町税減免申請書及び添付書類を確認し、また現地調査を実施した。添付書類から当該利用団体の設立趣旨や収支報告、活動報告を確認し、施設が無償で使用されていること、営利を目的とする団体でないことなどから公益性があると判断し、減免取扱規程第3条第2号に該当するものとして、当該申請に係る固定資産税の減免を決定した。

エ 石神台1丁目948番2の土地について

石神台1丁目948番2の土地については、当該土地の所有者である神奈川中央交通株式会社から提出された町税減免申請書を確認し、また現地調査を実施し、当該土地が災害防止のために設置された遊水池であること、また他の目的への利用ができないことを確認し、公益のため無償で使用させているものと判断し、減免取扱規程第3条第2号に該当するものとして、当該申請に係る固定資産税の減免を決定した。

## 第5 監査の結果

### 1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地方税法における減免に関する規定

地方税法第3条において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」とされ、「地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。」と規定している。

また、同法第367条において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している。

(2) 大磯町町税条例における減免に関する規定

大磯町町税条例（以下「条例」という。）第22条第1項において、「町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、固定資産税を減免することができる。」と規定しており、条例に定める規定は次のとおりである。

- |   |
|---|
| (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産<br>(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）<br>(3) 災害により著しく価値を減じた固定資産<br>(4) その他特別の理由があると認められる固定資産 |
|---|

(3) 大磯町町税条例施行規則における減免に関する規定

大磯町町税条例施行規則（以下「規則」という。）第9条において、「法、条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる納付書、証明書、申告書等は、同表の当該右欄に掲げる文書の様式とする。」と規定しており、固定資産税の減免申請書は第22号様式で規定している。

(4) 減免取扱規程における減免に関する規定

減免取扱規程第3条において、「条例第22条第1項の規定による固定資産税の減免は、次の各号に定めるところによる。」と規定しており、本件監査対象に該当する規定は次のとおりである。

- |  |
|--|
| (2) 公益のため無償で使用させている固定資産（法第348条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）については、その使用の範囲内においてその旨申請のあった日以後の納期に係る税額を免除する。<br>(3) 不特定多数人の用に供する水害又は火災防御のための器具専用格納庫及び地区公民館、町内会館その他これに類する固定資産については、その用に供することとなった日以後の納期に係る税額を免除する。 |
|--|

(5) 総務省通知（減免に関する事項）

平成28年4月1日付け「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」の総務省通知では、特記事項として「地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。」としており、過去においても同様の趣旨の通知がなされている。

(6) 減免の申請手続き

固定資産税の減免を受けるためには、条例第22条第2項に基づいて、納期限の7日前までに減免を受けようとする理由を記載した減免申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し提出しなければならない。

(7) 本件減免申請に係る決定手続き

ア 国府新宿152-13の家屋（集会所）

平成28年5月10日に納税義務者である大磯こゆるぎハイツ住宅管理組合理事長から本件対象固定資産税について減免申請書が提出された。所管する



税務課において、減免申請書及び利用が確認できる書類として添付された集会所使用記録ノートの写しを確認し、さらに現地調査を実施した結果、不特定多数の人に利用がされている集会所（町内会館）であると判断し、平成 28 年 5 月 18 日に当該申請に係る固定資産税の減免を減免取扱規程第 3 条第 3 号に該当するものと決定し措置した。

イ 高麗 1150-329-1 の家屋（集会所）

平成 28 年 5 月 20 日に納税義務者である大磯高麗ハイツ住宅管理組合理事長から本件対象固定資産税について減免申請書が提出された。所管する税務課において、減免申請書及び利用が確認できる書類として添付された集会所利用報告を確認し、さらに現地調査を実施した結果、不特定多数の人に利用がされている集会所（町内会館）であると判断し、平成 28 年 5 月 24 日に当該申請に係る固定資産税の減免を減免取扱規程第 3 条第 3 号に該当するものと決定し措置した。

ウ 国府本郷 30-1 の土地及び家屋

平成 28 年 5 月 11 日に納税義務者である土地所有者及び家屋所有者から本件対象固定資産税について減免申請書が提出された。所管する税務課において、減免申請書及び当該施設を利用する青少年健全育成活動団体の活動報告書を確認し、さらに現地調査を実施した結果、青少年健全育成に資する活動等への利用であること又営利を目的とした使用でないことから、公益性が認められると判断し、平成 28 年 5 月 18 日に当該申請に係る固定資産税の減免を減免取扱規程第 3 条第 2 号に該当するものと決定し措置した。

なお、本件監査において、「固定資産の価格、及び税額の更正、決定通知書（平成 28 年度分）」に記された理由と陳述における決定の理由が相違していることが確認された。

エ 石神台 1 丁目 948 番 2 の土地

平成 28 年 5 月 10 日に納税義務者である神奈川中央交通株式会社取締役社長から本件対象固定資産税について減免申請書が提出された。所管する税務課において、減免申請書及び現地調査を実施した結果、当該土地は災害を防止するための調整池（遊水池）として使用されており、また他の目的に利用することができないことから、公益性が認められると判断し、平成 28 年 5 月 18 日に当該申請に係る固定資産税の減免を減免取扱規程第 3 条第 2 号に該当するものと決定し措置した。

なお、本件監査において、減免申請書に添付すべき事実を証する書面が不足しており、申請理由の内容確認のため、昭和 52 年 11 月 1 日に大磯町と神奈川中央交通株式会社との間で結ばれた協定書を調査し、次の事項を確認した。なお、文中の甲は大磯町長で、乙は神奈川中央交通株式会社である。

(調整池の用途廃止)

第4条 甲は流末河川の整備により調整池を存置する必要がないものと認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定する通知を受けたときは速やかに調整池を撤去するとともに、撤去を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

## 2 判断の理由

(1) 本件監査請求は、その請求の理由から固定資産税の減免措置と物件の様態から3つに分類し、監査対象事項について以下のとおり判断した。

ア 国府新宿 152-13 及び高麗 1150-329-1 の家屋 (集会所) について

請求人は、国府新宿 152-13 及び高麗 1150-329-1 の家屋 (集会所) の減免について、一般の人が自由に使ったことを示す資料もなく当該減免措置を行ったことは違法であると主張しているが、当該減免申請書には利用状況を示す書類が添付されており、また、所管部署において、利用状況を示す書類の確認や現地調査の実施により当該施設が住民の町内会活動等への利用がなされていることを確認し、減免措置を決定している。

以上のことから、当該減免措置については適正な運用がなされているものと判断した。

イ 国府本郷 30-1 の土地及び家屋について

請求人は、国府本郷 30-1 の土地及び家屋の減免について、当該施設を使用する団体が公益に適うとする特別な理由を示す資料もなく当該減免措置を行ったことは違法であると主張しているが、当該減免申請書には団体の活動報告書を示す書類が添付されており、所管部署において、添付書類の活動報告書から収支状況や活動状況などにより当該団体の公益性を確認しているほか、現地調査により当該施設の状況も確認するなどして減免措置を決定している。

以上のことから、当該減免措置については厳正な判断により運用がなされているものと判断した。

なお、「固定資産の価格、及び税額の更正、決定通知書 (平成 28 年度分)」に記された理由と陳述との相違については、事務手続き上の錯誤と解し、本件減免措置の決定に対して影響するものではないと判断した。

ウ 石神台 1 丁目 948 番 2 の土地の減免について

請求人は、石神台 1 丁目 948 番 2 の土地の減免について、当該土地は遊水池として他の目的に使用できないという理由で当該減免措置を行ったことは特定の住民に対する利益供与であって公益でなく違法であると主張しているが、当該減免申請書記載の減免理由である災害防除のため必要な施設であること、他の目的への利用ができない状況であることについては、所管部

署において現地確認により確認していること、さらに昭和 52 年 11 月に締結した協定書において第 4 条に「調整池の用途廃止」として明記されている事実があることから、減免措置の決定については妥当であると判断した。

なお、減免申請書に事実を証する書面の添付が不足していたことについては、減免申請書の受付手続きとしては適正な対応がなされているとは言い難いが、本件減免措置の決定に対して影響するものではないと判断した。

(2) 平成 24 年度から平成 27 年度までの間の減免を監査対象事項から除外した理由について

固定資産税の減免という財務会計上の行為については、法第 242 条第 1 項における財産の処分に該当するものであり、同条第 2 項における請求期間（1 年）の適用を受けるものとなる。

請求人は法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由があるときは、この限りでない。」ことをもって本件監査請求を主張するが、以下の理由により請求人の主張には当たらないと判断した。

ア 固定資産税の減免については、課税権を行使した後、その税額の全部又は一部を免除するものであり、一旦発生した租税債権という財産の全部又は一部を放棄するという処分をするもの解される。このことから、法第 242 条第 1 項における財産の処分に該当し、同条第 2 項における請求期間（1 年）の適用を受けるものと判断した。

イ 前記する財産の処分を対象とする住民監査請求の請求期間は、法第 242 条第 2 項ただし書において「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

請求人は、「当該行為は隠蔽されていて、当方は相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的に見て、住民監査請求をするに足りる程度の当該行為の存在又は内容を知ることができなかった」と主張しているが、本件監査請求について請求人が提出した平成 28 年度の実態を証する書類は、大磯町情報公開条例（平成 9 年条例第 13 号。）に基づき取得したもので、住民であれば誰でも公開請求が可能であり、また、減免に関する条例及び規則並びに減免取扱規程はホームページ等で容易に閲覧又は取得することが可能である。

このことから、請求人が主張する法第 242 条第 2 項ただし書に定める「正当な理由」には当たらないものと判断した。

### 3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする 4 件の固定資産税の減免措置については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

なお、平成 24 年度から平成 27 年度までの固定資産税の減免措置については、監査請求の対象と認めることができないため却下する。

#### 4 意見

監査の結果は以上であるが、次のとおり意見を述べる。

- (1) 地方税の減免とは、地方団体が条例の規定によって課税権を行使した結果、納税者について発生した納税義務を当該納税者の申請に基づき担税力の減少やその他の事情に着目して、課税権者である地方団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものである。

減免措置に当たっては、このことを再認識した上で、適正かつ公平な運用に努めていただきたい。

- (2) 減免取扱規程第 3 条第 2 号では「公益のために無償で使用させている固定資産については、その使用の範囲においてその旨申請のあった日以後の納期に係る税額を免除する。」としている。また、総務省通知では「公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。」としている。

公益性を理由とする減免措置に当たっては、固定資産を使用する団体の活動はもとより、当該固定資産が公益活動以外に使われていないか、所有者の私的な利用がされていないか、公益活動としての使用範囲の特定をすべきでないかなどを調査・検討し、減免の適否やその範囲の絞込みなど厳正に判断し、透明性及び正確性を高めていただきたい。

- (3) 本件監査において、先に指摘した事務手続き上の錯誤及び事実を証する書面の添付不足は、従前の事務手続きの踏襲という意識から確認体制が欠如し生じたものと思われます。

税の減免措置は、結果として継続されているように見えますが、毎年度の課税に対して措置を決定していることを念頭におき、減免の受付、確認、決定等の手続きについて組織内で再確認を図るとともに、申請者への適切な指導により、適正かつ正確な減免措置の運用に努めていただきたい。